

法曹養成制度関係閣僚会議の設置について

平成24年8月21日
閣議決定

- 1 法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣に法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を設置する。
- 2 閣僚会議の構成員は、次のとおりとする。
議長 内閣官房長官
副議長 法務大臣、文部科学大臣
議員 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
- 3 法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- 4 閣僚会議は、検討会議の意見等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに検討を加えて一定の結論を得るものとする。
- 5 閣僚会議の庶務は、法務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 閣僚会議は、その設置の日から起算して一年を経過する日まで置かれるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、閣僚会議及び検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。